

令和元年第2回笠松町議会臨時会会議録

令和元年7月26日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	6番	伏 屋 隆 男
副 議 長	1番	竹 中 光 重
議 員	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美
建設部長兼水道部長	田 中 幸 治

教育文化部長	足立篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波哲也
総務課長	佐々木正道
企画課長	山内明
建設課長	森泰人

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	平岩敬康
書記	早崎千穂

1. 議事日程（第1号）

令和元年7月26日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第3号選挙 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 日程第5 第4号選挙 羽島郡広域連合議会議員補欠選挙について
- 日程第6 第5号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員補欠選挙について
- 日程第7 第1号選任 笠松町議会運営委員会委員の選任について
- 日程第8 第44号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認
について
- 日程第9 第45号議案 下羽栗雨水幹線整備工事請負契約の締結について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、令和元年第2回笠松町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 竹中光重 議員

9番 船橋義明 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、2点報告をさせていただきます。

1点目は、監査委員より平成30年度4月分、5月分及び令和元年度4月分、5月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付をさせていただきました。

2点目は、6月3日開催の岐阜県町村議会議長会の臨時総会におきまして役員改選が行われ、伏屋隆男議長が会長に就任をされました。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 第3号選挙について

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第3号選挙 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名

推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員 古田聖人であります。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました町長が議場におられますので、本席から、会議規則第74条の規定による告知をいたします。

ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○議会事務局長（平岩敬康君） 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員当選人、氏名、古田聖人、住所、羽島郡笠松町北及1148番地の2、生年月日、昭和40年12月25日。

日程第5 第4号選挙について

○議長（伏屋隆男君） 日程第5、第4号選挙 羽島郡広域連合議会議員補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。羽島郡広域連合議会議員 川島功士議員。お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり当選されました。

ただいま当選されました川島功士議員が議場におられますので、本席から、会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（平岩敬康君）** 羽島郡広域連合議会議員当選者、氏名、川島功士、住所、羽島郡笠松町田代458番地の1、生年月日、昭和35年1月18日。

日程第6 第5号選挙について

○**議長（伏屋隆男君）** 日程第6、第5号選挙 岐阜県地方競馬組合議会議員補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。岐阜県地方競馬組合議会議員 竹中光重議員。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり当選されました。

ただいま当選されました竹中光重議員が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○**議会事務局長（平岩敬康君）** 岐阜県地方競馬組合議会議員当選者、氏名、竹中光重、住所、羽島郡笠松町奈良町77番地の3、生年月日、昭和39年12月16日。

日程第7 第1号選任について

○**議長（伏屋隆男君）** 日程第7、第1号選任 笠松町議会運営委員会委員の選任についてを行

います。

この選任については、笠松町議会委員会条例第5条第2項の規定により、議長において議会に諮り指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員に次の方を指名いたしたいと思います。議会運営委員会委員 田島清美議員。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会に選任することに決しました。

この際、10時25分まで休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

議事日程に入ります前に、休憩中において総務文教常任委員会が開催され、欠けておりました委員長の互選結果が副委員長より届けられましたので、ここで報告いたします。

総務文教常任委員会委員長 岡田文雄議員。

また、欠員となっております国民健康保険運営協議会委員に次の方を推挙することに決定しましたので、あわせて報告いたします。

国民健康保険運営協議会委員 岡田文雄議員。

以上、御了承願います。

日程第8 第44号議案及び日程第9 第45号議案について

○議長（伏屋隆男君） 日程第8、第44号議案から日程第9、第45号議案の2議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日、令和元年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御多忙の中を御参集賜りまして、ここに本会議を開催できますことに対しまして厚く御礼申し上げます。

本議会は、私が町長に就任し初の町議会でありますので、提出案件の説明を行うに当たり、私の所信の一端を述べさせていただきます。

まずもって、過日行われた町長選挙において町民の皆様の温かい御支援と御信託を得て、町

長としての町政執行の重責を担うことになり、改めて身が引き締まる思いであります。

町政の発展は、言うまでもなく、その政策の継続性にあります。私も前町長からの主要な政策を引き継ぐ所存であります。一方で時流に合わせた変革も必要であると考え、守るべきものはしっかりと守る、変えるべきものは果断を持って変える不易流行の精神を胸に町政を執行していく決意であります。また、町議会の議員の経験をもとに、議会の皆様方とは円滑なコミュニケーションを図りながら町民ファーストの視点で政策立案を進めていきたいと考えておりますので、より一層の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

そこで、今回の就任に当たり、私はビジョンとして「豊かさや安らぎのある町」を掲げました。ここでの豊かさとは、産業をふやし歳出を抑制することで、財政力を強化することでの経済的な豊かさという意味と同時に、町民が地元を愛し、思いやりを持って共生できる心の豊かな地域社会を目指すという気持ちも込めています。また、安らぎには、多くの町民に笠松町に住んでよかったと言ってもらえるようなぬくもりが感じられるまちづくりに取り組む姿勢を示しました。

その上で、私はビジョン実現のための2つの基本方針、すなわち戦略を示したいと思います。

1つ目は、自分たちの資源や強みを生かすであります。笠松町には、天領や岐阜県最初の県庁所在地という歴史的背景、文化・教養レベルの高い町民性、豊かな木曾川の自然の恵み、笠松競馬場など全国的に有名な施設、名鉄名古屋本線の特急が停車するという交通の便のよさなど、幾つもの資産や強みがあります。これらを現行のリバーサイドタウン笠松計画と調整しながらまちづくりに取り組んでいけば、笠松町そのものが魅力的なブランドとなり、町民の皆さんへの郷土愛の涵養だけでなく、定住促進や経済効果にもつながっていくものと考えます。

2つ目は、民間との協働です。地方を取り巻く環境は、財政面を初め厳しいままで、行政課題もふえ続けています。これからは、全ての事業を行政主導で進めていくのではなく、事業によっては民間主体に移行し、行政がバックアップするという仕組みへの転換を図るべきだと考えます。また、行政に民間の発想やスピード感を加えることで、事業遂行の効率化や予算の節減だけでなく、役場職員の資質向上、新たなアイデアの創出、リーダー的人材の発掘という効果も期待できると思います。

それでは、現時点で重要であると位置づけている政策の方向性についての概要を説明させていただきます。

まずは、固有の地域資源や強みを生かす民間との協働という視点から、笠松町を内外に広くPRするための民間主導のプロモーション協会の設立を目指したいと思います。この協会では、町の隠れた魅力を発掘し、SNSなどを積極的に活用した情報発信のほか、町の主要イベントである春まつり、川まつり、リバーサイドカーニバルの運営にも携わってもらうことで、これら事業を新たな視点で全般的に見直し、さらなるにぎわい創出を図ります。

また、これに関連し、かさまつ応援寄附金の再活性化にも積極的に取り組みます。笠松町の特産品を全国に宣伝する機会だけではなく、貴重な財源確保の手段として、これまで以上に力を入れたいと思います。寄附金は、これまでの学校教育関係を初め、町民の生活向上に直結する事業に充当したいと考えております。

歳入の増加を図る一方で、歳出の抑制にも努める必要があります。とりわけ、町財政に大きな負担を与えている塵芥処理費用の削減に力を入れます。今後、新しいごみ処理場の建設が本格化すれば、さらなる財政負担は避けられない見込みであり、喫緊の課題であります。

費用の削減には、ごみの減量化が最も有効と考えられ、ダンボールコンポストや生ごみの水切りなどを町内会や各家庭を対象に啓発を続けていくだけではなく、受益者負担の面からも、既に実施済みの事業系以外のごみの有料化に対しても計画的に調査・研究を進めていきたいと考えています。

このほか、公共料金や公共施設使用料の見直しについても、周辺の動きを注視しながら段階的に検討していかなければならないと考えております。

次に、安らぎのある地域づくりの柱として、ぬくもりタウン笠松構想を示したいと思います。これは端的に申し上げれば、地域包括ケアシステムとコンパクトシティ構想を組み合わせたケアコンパクトシティという、新しい高齢化時代に適応したまちづくりの概念を基本にしております。笠松町は、地勢的にもコンパクトシティの主要要件を満たしているばかりか、他地域と比較して医療機関や介護施設も充実しており、高齢者福祉にはよい条件を備えております。これらを資産と強みとし、高齢者福祉の先進地を目指したいと思います。

一方で、かねてより、これらの拠点や施設を結ぶ公共の足が不十分であるとの指摘を多くの町民の方から受けてきました。そこで、公共施設巡回町民バスのルート変更や増便などを通して、利便性の向上に努めてまいります。これにより、買い物弱者の減少など、高齢者の生活の向上だけではなく、免許返納率の増加につなげることにより、交通事故防止へと努めていきます。

このほかに、民間事業者との協働による介護・認知症予防事業の内容充実、社会福祉協議会との連携によるいきいき倶楽部の活性化、ふれあい・いきいきサロンの増設などを通して、高齢者の地域活動への参加を促したいと思っています。

また、子育て支援におきましては、子育て世代包括支援センターを軸に母子ファーストの視点で、妊娠、出産、育児まで切れ目のないきめ細かいケアと情報提供、NPOなどと連携しながら、ユニークで楽しい子育てセミナーの開催なども検討したいと考えています。

次に、まちづくりの土台である安全・安心についての姿勢を示したいと思います。まず、防災への取り組みですが、改めて自助・共助・公助の理念に基づいた地域防災力の強化が不可欠です。地域防災のかなめである消防団員の定員確保に向けた対策や浸水対策のためのインフラ

整備のほか、自主防災会との連携を強化しつつ、より実践的な防災訓練の実施や防災士の増員などにも努めていきたいと思っています。

また、交通事故防止や防犯への取り組みにおいては、道路等の危険箇所の改修、信号機の設置などのインフラ整備だけではなく、特に高齢者が巻き込まれる交通事故を防ぐためにも、関係機関と協力しながら交通安全教室の開催などの啓発活動に積極的に取り組みます。防犯におきましては、町内の犯罪発生率の抑制を目標に掲げ、その機動力として青パト専用車の導入を進めたいと考えています。それに関連して、車両に乗車する人員を広く民間から募るとともに、防犯活動を柱にした団体の設立を目指したいと思っています。

ここに提示させていただいた政策を具現化し実行するために、役場内の意識改革もあわせて進めていく方針です。職員には、就任直後の最初の訓示で3つのS、すなわち、スピード、サービス、スピリッツを重要視するように訴えましたが、実際の業務においても、重要な課題については組織横断型のタスクチームで調査・研究から政策のたたき台までを立案するなど、スピード化や効率化を目指します。民間団体や他の市町村と合同での研究会の設立も含め、職員が幅広い知見を得る機会もふやしていきたいと思っています。

以上、所信表明とさせていただきますが、何分、就任して間もないため、十分な目配りが届いていない部分もあるかと思いますが、そこは議会の皆さんはもちろんのこと、町民の皆さんともタウンミーティングなどを通して対話の形成に努めてまいる所存です。その上で、課題解決、政策の拡充にも取り組み、令和3年度からスタートする笠松町第6次総合計画にも着手していきますので、さらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、提案説明に移ります。

本日提出させていただきました案件は、専決処分の承認1件、下羽栗雨水幹線工事請負契約の締結1件の以上2件であります。

詳細につきましては副町長より説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、2つの議案について説明を申し上げます。

まず、議案の5ページをお開きいただきたいと思います。

第44号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についてであります。

こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものであります。

令和元年7月11日に専決をさせていただきました。補正額は274万7,000円の増額補正であり

ます。

専決処分させていただきましたのは、北事務所の1階空調機及び防災トラックが故障いたしまして、いずれも緊急性があるとの判断で、これらに対応するための費用について予算計上させていただきましたものであります。

9ページの歳出をごらんいただきたいと思います。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第3目 財産管理費と第6目 防災対策費で補正をさせていただいております。

まず3目のほうですが、北事務所、現在、スマイル笠松が使っておりますが、こちら1階空調機が故障して、この空調機を更新するための工事請負費を233万1,000円増額補正させていただきました。この建物は平成2年に建築をしております、エアコン関係については修理を重ね使用してきました。2階については平成15年に改修を行っておりますが、1階については改修を重ねてきたわけですが、今回はどうにもならないということで更新をさせていただくものであります。

第6目 防災対策費ですが、こちらは6月25日に防災トラックが走行中に突然走行不能となりまして、故障の原因を修理工場で確認してもらったところ、トランスミッション内部のギアが破損しておることが判明いたしました。このため、トランスミッションをリビルド品といたしまして、中古部品を分解してきちっと整備した部品ですが、これと交換するため、修繕料を41万6,000円増額するものであります。車両は平成8年度に購入したものであります。

財源につきましては、前年度繰越金を充てさせていただきました。

以上が専決処分の関係でございます。

続きまして10ページ、議案資料では1ページ、2ページになっておりますが、第45号議案下羽栗雨水幹線整備工事請負契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、下羽栗雨水幹線整備工事請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

7月22日に仮契約を行っております。契約金額は、消費税込みで9,180万円であります。

契約の相手方は、笠松町円城寺1433番地の株式会社加藤組であります。

契約の方法につきましては、事後審査型一般競争入札による入札を行っております。入札参加希望者が10社ございまして、実際に入札参加があったのは9社であります。

この事後審査型につきましては、3つの要件をつけました。10年以内に同市の契約で3,000万円以上の実績があること。県内に本店、そして長良川より南東に本支店がある。3つ目としては、配置技術者の施工実績でございまして、この3つを先ほど申し上げた契約の相手方はクリアしております。

工期は、契約の締結の日から令和2年3月19日までとなっております。

工事場所は円城寺地内で、工事概要につきましては、資料の図面を見ていただきたいと思いますのですが、一番最後の2ページの平面図がついておりますが、大きく実線の部分が昨年度から含めての工事施工場所でございます。斜線で囲ってある部分が貯留施設、コンクリートの塊ですが、そういった施設が斜線部分で、今回、実線の部分を工事するものであります。

まず、第2工区は貯水池の導入水路と、反対に貯水池から排水路へ吐き出す水路で、高さ1.7メートルのボックスカルバートを施工いたします。延長は合計で22.5メートル。

第3工区は水路本体の工事であります。こちらにもボックスカルバートの施工で、延長は28.1メートルが合計でございます。西側の南北に黒い折れた線が描いてございますが、こちらは雨水の支線、枝線でございます。こちらは、ボックスカルバートが5.1メートルと可変側溝を52.2メートル施工させていただきます。

工事概要には書いてございませんが、既設排水路の撤去工とその後の暫定整備がこの工事に含まれております。

なお、本年度は、この雨水貯留の工事の最終年度でありまして、この工事に加えまして機械設備と電気設備の工事がございますが、この雨水幹線の工事で使用します、先ほど申し上げましたボックスカルバートが発注から納品まで期間を要することから、本臨時会に合わせて契約手続を先に進めたいとの思いで、先に提案させていただきました。先ほど申し上げた機械設備と電気の関係につきましては、9月の定例会での提案または報告を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第44号議案 令和元年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

9番 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 北事務所のことについてお聞きしたいんですが、実は、私の町内にある事務所であります。前は教育委員会やいろんな団体が入っていたんですけど、最近ほどの団体が利用してみえるのか、何人ぐらいお見えになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） 現在は、羽島郡二町教育委員会が不登校児童対策でスマイル笠松として1階のみを利用されておまして、指導等で2階を使われる場合もあります。そういった使われ方をしております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり承認されました。

第45号議案 下羽栗雨水幹線整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 今回、貯留槽からの水のはけ口をつくる工事と承ったわけですが、こうしたことって、一番最初にこの事業を行うときに全部きちっと設計され、そしてそのような形で予算が組まれるものではないのでしょうか。そして、9月議会には電気や機械の補正が組まれるということですが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。この1つの円城寺の関係の事業としてまとまった設計というのはなくて、その都度こうしていくものなのでしょうか。その点をお尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） 今回、この事業につきましては、5年間の計画を策定した上で順次計画的に行っておるものでございます。工事に関しましては、国の交付金の決定を受けてから工事を行うものですが、今回につきましては交付金の決定通知ができておりまして、工事に関して、先ほども副町長の説明がありましたが、ボックスカルバートの作成に時間がかかるため、早期着手ということで、先に工事契約を受けてやるということです。計画としては5年間で、順次行っておりまして、その工事の発注の時期が年度によって少し違ってきますが、今回は池のほうの設置の工事、それが終わると今度はたまった水を排出するための工事の電気工事がまた出てくると、その工事の契約に関する提案を今回の議会にさせていただいたという案件になっております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和元年第2回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時54分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和元年7月26日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 船 橋 義 明

議 員 竹 中 光 重